

## 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 御中

パブリックコメントへの意見  
(特定複合観光施設区域整備法施行令(案)に対する意見募集について)

氏名/団体名	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
意見内容	<p>在日米国商工会議所(ACCJ)には、日本における統合型リゾート(IR)の開発と運営に対して関心を有する会員が多数所属しています。これらの会員は、日本政府が今後 IR 整備に向けて、法律、規制、およびガイドラインをどのように制定されるかについて、強い関心を持っています。数年にわたり、ACCJ は国・地方自治体の政治家や官僚と IR 政策の在り方に関する建設的な対話を行ってきました。</p> <p>ACCJ は、日本が国民にとって有益なシステムを作り、それが国際的競争力にもつながることを期待しています。日本は IR を許可する最後の先進国の一つであり、アジア全域の多くの国・地域と競争しなければならないことを考慮すると、現在、日本政府が提案している規制が日本にとって明らかに競争上不利となり、IR 運営収益の社会還元を通じた公益の実現や、観光振興等がより実現しにくくなるのではないかと真に懸念しています。また、これらの規制の検討および承認に向けて日本政府から提示されたスケジュールでは、一般国民および専門家その他の利害関係者、とりわけ日本国外に本部がある機関が、政令案に意見を述べ、ベストプラクティスについて話し合う機会を十分に得られないことを懸念しています。</p> <p>ACCJ の具体的な懸念事項および提言は以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホテルの客室総面積や MICE 施設規模に関する数値基準規制は、北海道や長崎など相対的に小規模な経済圏での IR の開発を、経済的に不可能ではないにしても、困難なものにしていると考えられます。各地域の IR が日本を代表し、国際的競争力を持つことを政府が目標とすることは承知していますが、刑法の賭博に関する法制に十分配慮しつつ IR 整備法の目的を実現するうえで、各地域において、同じ数値基準規制を適用する必要性はないと考えます。ACCJ は、政府が、審査対象に応じた基準に基づいて IR の区域整備計画の認定を柔軟に審査するとともに、各地域に同一条件の面積要件を適用しないこと提言します。</li> <li>2. ACCJ は、政府による IR 施設の規制において、「専らカジノ行為の用に供される部分(ゲーミング区域)」が IR 施設の床面積の合計の 3%以内とする制限には賛同しますが、IR 施設の検討を進めるうえでゲーミング区域の定義や IR 施設の対象範囲についての詳細な定義が早期に提示されることが重要であると考えます。厳密には、一般の人たちの立ち入りが許可されないテーブルゲームピットエリアの面積をゲーミング区域面積に算入としないことを提言します。</li> <li>3. 当初の区域整備計画およびその後の更新の期間設定は、初期投資分を回収し更新申請前に借入れを返済する期間としては不十分であり、出資、および借入れによる資金調達が困難になる可能性があります。ACCJ は 10 年という当初の区域整備計画期間を、当該計画の認定時点からで</li> </ol>

はなく、IR の開業時点から起算することを提言します。なぜなら当初の運営機関が 10 年を大きく下回っては、融資対象になり得ないからです。次に、区域整備計画の更新にあたり、当該都道府県等の議会の議決を経ねばならないという要件の削除を提言します。この要件は、法令の透明性および予見可能性に係る国際的なベストプラクティスに反しています。IR 整備法では、認定都道府県等は、公益上必要がある場合に区域整備計画の認定の取消しの申請をすることができることとなっており(第 35 条)、公益目的で IR を閉鎖するメカニズムが提供されているので、更新の都度議決を行う必要はないと考えます。当初 IR 事業に積極的に投融資を考えた日本の銀行は、現在では大手でさえも、更新時に当該議会の承認についての政治的リスクがゼロではない点を重く受け止めており、そのリスクを冒して IR 事業者に貸付を行うのが不透明な状況です。銀行の融資がなければ、大規模で高級なホテルや MICE 施設を整備することができず、政府の政策目的を実現できなくなると考えます。

4. 日本政府からこれまでに出示された書面や口頭の発言によると、消費税はカジノ行為の収益には適用されないものと ACCJ は理解しています。日本政府が関連法令等を今後検討・公表する際には、その後の誤解を避けるために、消費税がカジノ行為の収益には適用されないことを明確にすることを要請します。各都道府県等が IR 事業者の選定プロセスを開始する前に、応募を検討中の事業者側は、費用、収益、経費に重大な影響を与える全ての規制を理解しておく必要があります。政府が消費税をカジノ行為の収益に適用した場合、IR 事業者が設置できる施設規模を大幅に縮小させることになり、政府の観光促進の目標を阻害するおそれがあります。政府が IR の課税見解について透明性と予見可能性を提供することは、巨大事業の開発、資金調達、運営に必要な予見可能性があることを証明するためには必須です。
5. 日本政府は IR 整備法において、全てのカジノ関連契約(カジノ業務に係る契約及びカジノ行為区画内関連業務に係る契約)、および一部の非カジノ関連契約について、その締結前にカジノ管理委員会の認可を受けなければならないと規定していますが(第 95 条)、海外の主要な IR 規制当局は契約の事前の認可を求めておらず、この規制は実務に大きな混乱をもたらすおそれがあります。事前承認要件は、とりわけ小規模の契約については、法令の透明性に係る国際的なベストプラクティスに反しています。カジノ事業者は契約締結自体に規制を受けており(第 94 条)、日本のカジノ規制当局はカジノ事業者に対して管理監督権限を有しているため、契約の締結前の認可は不要と考えます。
6. 海外では、ホテル、レストラン、店舗等の多様な IR 構成要素が、土地・建物のリース契約や運営委託契約等の様々な事業契約に基づいて運営されています。日本も、各業界における最適な企業が経済合理的な方法で参加できるようにするための規制を採用すべきと考えます。このような事業契約に関する規制についても、RFP プロセスに先立って、今後の IR 運営公表の際に、その詳細を明らかにすべきと考えます。それにより、潜在的な IR 事業者側は適切に計画を立てることができます。また、厳格な適切性審査や煩雑な書面作成要求により、中小企業の事業契約への参画を妨げないようにすべきと考えます。